

日本赤十字九州国際看護大学学術情報リポジトリ

タイトル	日本人配偶者(日本人妻)故郷訪問事業における人道をめぐる諸問題について
著者	五十嵐清
掲載誌	人道研究ジャーナル, 3 : pp 54-63.
発行年	2014.03
版	publisher
URL	http://id.nii.ac.jp/1127/00000373/

<利用について>

- ・本リポジトリに登録されているコンテンツの著作権は、執筆者、出版社(学協会)などが有します。
- ・本リポジトリに登録されているコンテンツの利用については、著作権法に規定されている私的使用や引用などの範囲内で行ってください。
- ・著作権に規定されている私的使用や引用などの範囲を超える利用を行う場合には、著作権者の許諾を得てください。
- ・ただし、著作権者から著作権等管理事業者(学術著作権協会、日本著作出版権管理システムなど)に権利委託されているコンテンツの利用手続については各著作権等管理事業者に確認してください。

日本人配偶者（日本人妻）故郷訪問事業における 人道をめぐる諸問題について

日本赤十字九州国際看護大学
五十嵐 清

はじめに

いうまでもなく赤十字活動を実施するうえでの重要な行動指針のひとつは、「国際赤十字、赤新月運動基本原則」⁽¹⁾であります。しかしながら、紛争下での赤十字人道支援など、ジュネーブ諸条約等が適用になる場合を除くと、多くの場合基本原則に密接に結びついた活動は政治的に特別の事情を持ったプログラムに限定されます。

この意味で、1997年（平成9年）から2002年（平成14年）8月までの間に実施された計3回にわたる「日本人配偶者故郷訪問事業」とそれに伴う日朝赤十字会談等の協議は、未だ国交がない2つの国、すなわち日本と朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）の赤十字社（会）及び政府間で実施された、政治的にも特別な事情を背景とした事業でした。

本稿は、この事業の実施を通じて「人道」を巡りどのような課題（「国籍問題」など）が浮び上がり、また、日本赤十字社がその課題にどのように対応したのかを、当時の担当者⁽²⁾の立場から考察したものであります。

日朝赤十字社（会）間の協力関係

前述したとおり、日本と北朝鮮との間には、戦後68年を経た現在もなお国交がないという極めて不自然な関係が続いています。両国間では、いわゆるミサイル発射、核兵器、拉致問題等々、さまざまな政治問題が山積し、現在も国交正常化への途は遅々として進んでいないのが実情です。

一方で、こうした政治的に困難な状況下にもかかわらず日朝の両赤十字社（会）間では半世紀を超えて長い協力関係を築いてきました。まずは、問題の背景を知る意味でもこれまでの両国赤十字社（会）の協力関係について、その概略を見てゆきたいと思えます。

戦後、最初に取り組んだ大きな事業は、北朝鮮に残った日本人の帰還事業⁽³⁾です。1956年（昭和31年）、日赤の葛西副社長（当時）が朝鮮赤十字会と北朝鮮のピョンヤンで日本人の引き上げに関する協議を行い、その結果36名の日本人が無事日本へ帰国しました。

一方で、第二次世界大戦直後の段階で、日本には200万人近くの朝鮮半島出身者が居住していました。その中には、戦時中徴用され日本へ渡った100万人に上る方々含まれています。終戦直後の混乱期には、そのうちの7割にあたる朝鮮半島出身者が、日本人が外地から引き揚げた後の帰り船などを利用して朝鮮半島に戻っていきました。

その後も昭和30年代前半の時点で、約56万人の在日朝鮮人の方々が日本国内に居住し、そのなかには、日本と国交のない北朝鮮への帰国を希望する人々がいました。これらの人々から北朝鮮への帰還を強く求める声があがり、その声は日本政府にも、日本赤十字社にも寄せられました。こうした状況のもと、在日朝鮮人の北朝鮮への帰還事業が両国赤十字間で協議され、1959年（昭和34年）から1984年（昭和59年）までの間、足掛け約20年にわたり実施され、数多くの人々が北朝鮮へ帰還しました。

その間、両赤十字社（会）は、上記邦人の引き揚げ事業や帰還事業のほか、台風を避けての緊急避難や海難事故の際の連絡、さらに海上で遭難した遺体の送還やハイジャック事件での人道的な対応⁽⁴⁾等に関し、政府に代わる唯一の窓口として重要な役割を果たして来ました。

また、近年では1995年（平成7年）1月の阪神・淡路大震災の際に、朝鮮赤十字会から2,000万円が、そして、2011年（平成23年）3月の東日本大震災の時には、10万ドル（809万円）がそれぞれ救援金として日本

赤十字社あてに寄贈されています。一方、日本赤十字社は、北朝鮮の洪水や食料不足による被災者支援⁽⁵⁾のため救援資金・物品を援助し、さらに国際赤十字のメンバーとして救援要員（日本赤十字社本社職員）を北朝鮮に派遣しました。このほか長年にわたり赤十字の基本的な事業である行方不明者の安否調査事業に取り組んできました。

こうした協力・連携事業のなかでも、とりわけ北朝鮮への帰還事業は、対象者がほとんど全国にわたるなど、その規模と20年にわたる実施期間の長さから、戦後、日本赤十字社が行った大きな事業のひとつでありました。

在日朝鮮人帰還事業

もとより、すべての人が基本的人権として自由に居住地を選択できる権利をもっていることは世界人権宣言等でも認められています。1957年（昭和32年）インドのニューデリーで開催された第19回赤十字国際会議は、戦争、内乱等の結果、多数の大人や子どもがその家庭や家族から引き離されている状況に鑑み、あらゆる手段を講じて、これらの人々へ支援を行うとともに、人々がその意思に従い離散した家族との再会が果たせるよう各国の赤十字社と政府に対して要請しました。

この要請に基づき、1959年（昭和34年）1月に開かれた日本赤十字社理事会は、「一部在日朝鮮人が今なおその希望に基づいて故国へ帰還できない事態を憂慮し、居住地の選択又は故国への帰還の自由は、その個人にのみ属する基本的人権であるにより、この問題を政治問題と切り離し、純人道的見地から緊急解決する必要を再認識する。従ってその方法においても、政治問題に巻き込まれないよう細心の注意を要するものと認める」と決議しています。

すなわち、朝鮮半島が南北に二分されているという特殊な政治状況、さらに北朝鮮とわが国の間には未だ国交がないということなどに鑑み、この問題の対応にあたっては、本人が自由に帰還の意思を表明し、そのことが国際的に認められるシステムを作ることが必要であることを訴えたのです。この結果、在日朝鮮人の帰還事業は、基本的人権に基づく居住地選択の自由という国際通念に基づき、中立機関である赤十字国際委員会（ICRC）の必要な仲介を得て、「個人の自由意思」を最大限尊重した「人道問題」として実施されることとなりました。このため、日本赤十字社は日本政府との綿密な協議を経て日朝赤十字社（会）間の協定を結び、この協定に基づき帰還事業を実施することになったのです。日本政府は同年2月、「帰還問題は基本的人権に基づく居住地選択の自由という国際通念に基づき処理する」旨閣議了解し、日本赤十字社にその帰還業務の実施を委託しました。

日本赤十字社は政府からの委託を受けて、前述の第19回赤十字国際会議決議20（離散家族の再会実現）に基づき日朝赤十字間の協定（1959年8月13日インドのカルカッタにおいて日本赤十字社と朝鮮赤十字会との間で調印された「在日朝鮮人の朝鮮民主主義人民共和国帰還に関する協定」）により、北朝鮮への帰還事業を開始したのです。

この帰還業務を通じて1959年（昭和34年12月）から1984年（昭和59年7月）までの間、中断を挟みながらも、1971年（昭和46年）2月5日ソ連のモスクワで朝鮮赤十字会との間で調印された「帰還未了者の帰還に関する暫定措置の合意書」並びに「今後新たに帰還を希望する者の帰還方法に関する会談要録」に基づき、計93,340名の在日朝鮮人とその家族の方々が計187回の配船により北朝鮮への帰還を果たしました。

自由意思の尊重と確認

事業実施期間中、日本赤十字社は帰国希望者に対して帰還に関する個人の自由意思の表示⁽⁶⁾を求めており、各市町村の帰還申請窓口、日本赤十字社新潟帰還センターへの入所前、そして「帰還船」への乗船直前と、少なくとも計3回にわたり本人の自由意思の確認を実施しました。特に新潟帰還センター到着後は赤十字国際委員会（ICRC）の代表の立会いによる意思確認を行い、その際、日本に残ることも、北朝鮮あるいは韓国へ帰ることも、さらに、先方が受け入れる限り、その他どこの国へ行くことも自由である旨を説明し、16歳以上の帰還希望者⁽⁷⁾に対し一人ひとりの自由意思の確認を徹底しました。

また、帰還後の帰還者の生活については、日朝両赤十字間で調印された帰還協定のなかで、北朝鮮側が生活安定のため住宅、職業、就学等、帰国後のすべてを保障する旨規定されていました。

関連して、日本赤十字社は日本に残った在日朝鮮人の家族や日本人妻の家族からの要請に基づき、朝鮮赤十字会を通じて安否調査を長年にわたり実施しています。また、一方で北朝鮮へ渡った帰還者からの直接の要請に基づき、日本赤十字社は日本にいる家族に対する安否調査も併せて実施してきました。

日本人配偶者の故郷訪問事業

日本赤十字社が1997年（平成9年）11月、翌98年（平成10年）1月、一時中断を挟んで2000年（平成12年）9月の計3回にわたり実施した日本人配偶者の故郷訪問事業も、北朝鮮への帰還事業と同様な考え方、すなわち、国交のない国と国のあいだで、家族が離ればなれになっている状況、いわゆる離散家族の面会促進という人道的立場から行われました。日本赤十字社は未だに国交がない日朝間の政治状況の中で、当面、両国民の自由往来が早期に望めないなかにあって離散家族の再会のためには、できるだけ広く人道的な機会を確保することが必要であると考えておりましたが、ことの起りは、1997年（平成9年）8月21日、22日の両日に日朝両国の政府間で行われた国交正常化交渉再開のための両国審議官級の予備会談で、北朝鮮在住の日本人配偶者の故郷訪問を早期に実現することが必要である旨が日朝両国間で合意されたことによります。

日本政府は、9月2日の閣議了解をもとに、翌日の9月3日、日本赤十字社に対して政府の委託事業として故郷訪問の受け入れ準備及び実施を依頼してきました。

その依頼のなかに、「日朝双方の赤十字社が、必要に応じて当局の参加を得て、連絡協議会を設置し、今後の日本人配偶者の故郷訪問の実現のための準備・協議及び北朝鮮内の日本人の安否調査等につき、緊密に協力していくことで意見の一致を見たところであります」と上記予備会談での合意内容が記載されていました。

日朝赤十字会談

日本人配偶者の故郷訪問事業の実施に伴い、日朝赤十字会談は1997年（平成9年）9月から2002年（平成14年）8月まで計6回にわたり北京およびピョンヤンで開催され、両赤十字社の共通の人道問題⁽⁸⁾として下記の事項について協議をしてきました。

1. 日本人配偶者（日本人妻）の故郷訪問
2. 残留日本人（未帰還者）の消息
3. 行方不明者の安否調査⁽⁹⁾
4. 在北朝鮮被爆者への支援等
5. その他

なお、上記3の行方不明者のなかには、①いわゆる「拉致被害者」のほか、②北朝鮮に帰還された元在日朝鮮人、③朝鮮人「夫」とともに北朝鮮に渡った日本人妻、④北朝鮮側の依頼による、1945年以前に日本に来てその後帰国していない朝鮮人の方々が含まれています。

また、これらの協議事項や開催時期は、それぞれの政府と緊密に連携をしながら表向き両国赤十字社間の会談で決定されてきましたが、日本人配偶者の故郷訪問事業の実施そのものが上記のあるように日朝両国の国交正常化交渉再開のための政府間交渉で取り上げられた事柄だけに、実質的には政府のイニシアティブで進められてきたのが現実でした。この点が、1956年（昭和31年）の北朝鮮からの日本人未帰還者の引き上げ協議やそのあとに続く1959年（昭和43年）からの在日朝鮮人の北朝鮮への帰還事業における赤十字間協議のスタンスと大きく異なっている点と考えられます。⁽¹⁰⁾

しかしながら、日本政府との協議を含めて、実務的にはできるだけ、赤十字基本原則を念頭に置きつつ事業の実施ができるよう終始考えておりました。

国籍問題をめぐって

その一例は、故郷訪問事業の対象者である日本人配偶者（日本人妻）の「国籍問題」をめぐるものでした。原因は、第2回故郷訪問（1998年〈平成10年〉1月27日～2月2日実施）の際に、北朝鮮側から提示された対象者リストにあった2名の日本人配偶者（日本人妻）が、北朝鮮への帰還の段階で日本国籍喪失者であったために第2回の故郷訪問対象者から外されたことです。

もとより、第1回の日朝赤十字連絡協議会における日本人配偶者の故郷訪問に関する合意書および付属書の中では、「各回の訪問団の構成員については、朝鮮民主主義人民共和国側が資料をあらかじめ日本側に提供し、双方で協議の上確定する」となっており、第2回の故郷訪問団の構成員については、朝鮮赤十字会からの反発はあったものの、最終的には国籍喪失者2名を除く12名の構成員名簿で表向き合意がされました。しかし、北朝鮮側の言い分は、すでに訪問団が構成され、近々にも日本へ向かうという準備の最終段階でこれを覆すことは困難であり、やむを得ぬ判断で対処せざるを得ないというものでした。

したがって、第2回故郷訪問団は日本への出発前から複雑な気持ちを持って来日したのです。このことは、日本の一部マスコミの報道内容や日本の右翼、反北朝鮮団体の行動が油を注いだ形で、その後、第3回の故郷訪問（2000年〈平成12年〉9月12日～18日）までの事業実施中断となって現れ、事業の実施に大きな影響を与えることになりました。

1998年〈平成10年〉6月9日、朝鮮赤十字会は、中央委員会名での談話を発表し、そのなかで、「日本側は国籍離脱者問題を持ち出し、故郷訪問事業に人為的な難関を引き続き生じさせている」と日本側の対応を強く非難しました。同じ談話のなかには、第2回故郷訪問時に日本人配偶者の宿舎となった代々木のオリンピック記念青少年総合センターの敷地内に押し掛けた日本の反北朝鮮グループ（北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会：代表、小川晴久東京大学教養学部教授）の街宣活動や日本側のマスコミ報道に対する強い調子の非難が見られました。

北朝鮮側は、これ以前の3月12日付の朝鮮赤十字会中央委員会名のファックスのなかで、特定の報道機関の報道内容を挙げ、共和国と在日朝鮮人連合会を中傷し、故郷を訪れた日本人配偶者を侮辱したとして、故郷訪問事業の一時中断を強く求めてきました。しかし驚いたことには、その翌日（3月13日）付で、同じ朝鮮赤十字会からまったく別のニュアンスの書簡が日本赤十字社あてにファックスで送られてきました。

それは、先にスペインのセビリヤで開催された国際赤十字・赤新月社連盟総会（1997年〈平成9年〉11月）の折に、朝鮮赤十字会の代表団長（リ・ソンホ会長代理）に近衛副社長（当時）から同赤十字会への訪問申し入れに対する正式招待の書簡でした。そのなかには、一方で強く実施の中断を求めてきた日本人配偶者の第3回故郷訪問団事業についても話をしたいという内容がありました。もちろん中傷や非難などの政治的な文言はなく非常に丁寧な内容の書簡でした。宛先は近衛副社長で、差出人は朝鮮赤十字会会長代理のリ・ソンホ（李星鎬）氏でした。明らかに、前日の中央委員会名による手紙とリ・ソンホ会長代理からの手紙とでは同じ朝鮮赤十字会名の手紙であれ、その内容、形式に大きな違いがあり、その後の連絡においても同様の区別した取扱いが見られ、朝鮮赤十字会内部での対日的な意思表示と伝達の使い分けが認められました。

国籍問題について日本赤十字社は、一貫して故郷訪問事業は離散家族の再会という視点（第18回赤十字国際会議決議第20）からとらえ、第1回の日朝赤十字連絡協議会の合意書にあるとおり、「この故郷訪問が専ら人道的見地のみによって行われる」との立場から、日本政府に人道的な配慮を申し入れてきました。

第1回の故郷訪問団にもすでに2名の日本国籍喪失者が入っており、政府は、その時点では「人道的観点から行われる事業」として日本国籍を持たない人を含めて柔軟な対応を示していましたが、一部マスコミからの「我々の税金を日本国籍離脱者に使うのはけしからん」という声に押されて政府の予算で行うのであれば日本国籍者を優先すべきであるという声が政府部内から聞こえてきました。

そもそも、日本人配偶者の法的地位（国籍等）は北朝鮮においては「共和国公民」と呼ばれており、かつて北朝鮮帰還に際して日本を出国する時点での国籍についても、本人の意思とは関係なく、サンフランシスコ条約の発効の時点で、当時朝鮮籍の夫を持っていた日本人配偶者（日本人妻）は、本人の意思に関係なく日本政府

の法的な解釈で自動的に日本国籍を失うことになったという実態⁽¹¹⁾があります。このようなケースを含めて今回の日本人配偶者（日本人妻）の故郷訪問事業の本来の目的からすれば、厳密に「国籍問題」を論議することの意味はないのではないかと考えていました。

「公平の原則」と対象者の優先順位

本質的な問題は、今回の故郷訪問事業の対象者（候補者を含めて）はもともと日本国籍を有していた人たちであり、帰還まで過程で自己の判断の有無に関係ないケースを含めて国籍を離脱・喪失した人々は、誰でももともと「日本人」であることには変わりはないという事実です。ましてや、赤十字が「専ら人道的な見地」から家族と離れ離れになっている家族の再会を行うということなのであれば、現在、国籍を持つか、持たないかは、この事業の趣旨からは本質的な問題ではないと考えました。

仮に、日本政府や一部マスコミが主張した、対象者の「優先順位」の問題であれば、人道的な見地からは、むしろ候補者や日本で再会を希望する家族の年齢や健康状態など、再会を優先して取り扱わなければならない人道的基準をもとに「優先順位」を考慮することが赤十字の原則（特に公平の原則）に即した対応の仕方ではないかと考えていました。

このことについては、日本赤十字社は、日本政府にも、朝鮮赤十字会にも、公式・非公式を問わず機会あるごとに赤十字の立場を伝えてきました。

日本政府側は、「故郷訪問は人道的見地から行われる」との立場に何ら変わりはないとしながら、原則的には

1. 帰還事業により北朝鮮に渡航した配偶者で、出国時に日本国籍を有してした者
2. 終戦前からの残留邦人で現在北朝鮮に在住している者

という原則論は崩しませんでした。最終的には第2回訪問事業の対象者から除外した人を第3回以降の実施時に一人ずつ入れて問題の穏便な解決を図ろうとしました。⁽¹²⁾

ただし、北朝鮮側との対象者選定にあたっての「国籍問題」をめぐる見解には、大きな意見の違いがあり、その溝を埋めることは終始困難でした。

1998年（平成10）4月に、近衛副社長とピョンヤンの朝鮮赤十字会を訪問した際に、第2回の故郷訪問団員から「国籍問題」で候補者リストから外された2名の日本人配偶者の方々と朝鮮赤十字社本社でお目にかかる機会がありました。お2人とも東京都の出身の方で、戦後、在日朝鮮人とご結婚され帰還事業で北朝鮮へ夫ともに渡った方で、国籍を失っているとの理由で、第2回の訪問団員から外されたことに「大きなショックを受けた」と語っていました。北朝鮮へ渡ったときには、「日本人」ということさびしい思いをし、さらに、日本からは「国籍離脱者」として訪問対象者から外されると二重のつらさを味わうことになった、とその心情を私たちに吐露していました。

対象者の全体把握の困難さ

日本側が、故郷訪問事業の対象者数が毎回ごとに積み上げられることを避けるため、日本人配偶者の中での生存者及び故郷訪問希望者の総数を北朝鮮側に調査することを求めたに対して、北朝鮮側は日本人配偶者を共和国内では区別も差別もしておらず、その数は集計していないとして、また、日朝間での合意書の内容が明らかになってはじめて態度を決定する者もいるとの理由で、政策上および技術上総数を集計することは困難であると回答してきました。

日本政府がこの故郷訪問の事業計画を立てる上で、実務上の配慮から対象者の全体像を把握したいとして、日朝赤十字会談では、日本赤十字社が保管している帰還者名簿から調査した結果、推定される日本人夫を含む日本人配偶者の名簿（1847名⁽¹³⁾うち日本人夫は13名）とさらに、厚生労働省が保管している未帰還者、すなわち戦中・戦前に朝鮮半島にわたりその後今日まで日本へ帰還していない方々の名簿⁽¹⁴⁾を北朝鮮側に渡して調査を要請しました。しかしながら、計6回の会談を通じて北朝鮮側からはその全体像が示されることはついにありませんでした。

終わりに

「隣り合った人々が平和に暮らしているのは、人間にとって実は『自然な状態』ではない。敵意がむき出しというのではないが、いつも『敵意で脅かされている』のが自然な状態であって、だからこそ、平和を根付かせるためにあらゆる努力を続けなくてはならない」

—イマヌエル・カント著『Zum Ewigen Frieden』（永遠の平和のために）1795年からカントが言うように、隣人が平和に暮らすためには平和へのあらゆる努力の継続が重要です。赤十字は赤十字の立場で、困難な状況下、否、難しい状況であればこそ絶え間のない努力が必要になってくるのではないのでしょうか。

これまで述べてきた日朝の政治状況下では、赤十字がなしえることには、おのずから限られるでしょうが、政治的立場や意見の違いを超えて多くの人々が理解し、「人道的な価値観」を共有できる赤十字事業を一つの取っ掛かりにして、問題解決に迫る努力を今後も絶え間なく続けてゆく必要をこれまで述べてきた事業を通じて強く感じました。

- (1) 1965年（昭和40年）にオーストリアのウィーンで開催された第20回赤十字国際会議において、人道、公平、中立、独立など7つの原則が宣言され、その後1986年（昭和61年）にジュネーブで開催された第25回赤十字国際会議で国際赤十字・赤新月運動基本原則宣言」と修正されています。
- (2) 本稿の筆者は当時日本赤十字社本社の事業局国際部国際救援課長の職にあり、当時、日朝赤十字間で行われたすべての会議、協議に出席していました。
- (3) 終戦後の昭和21年の総司令部とソ連代表との協定により北朝鮮を含むソ連地区（大連、千島、樺太、北朝鮮、シベリア等を含む）からの邦人引揚げは昭和25年4月までに130万8602人が引き揚げ、31万余人が残留していました。（日本赤十字社社史稿第6巻）
- (4) 1970年3月31日、日本赤軍のよる日航機「よど号」のハイジャック事件が起きた時に、よど号の乗員、乗客の安全確保を巡って日朝赤十字の連絡窓口となったのが、日朝赤十字会談の双方の代表であったのが若き日の日本赤十字社の近衛副社長（当時）と朝鮮赤十字会のリ・ソンホ会長代理でした。奇しくも、両代表はこのことを一連の会談を通じて互いに知ることとなりました。
- (5) 日本赤十字社は国際赤十字・赤新月社連盟の救援アピールにこたえて、朝鮮赤十字会が行う救援活動の医薬品購入費等に、1995年（連盟第1次アピール）、96年（連盟第2・3次アピール）と総額2億4,300万円を支援し、さらに1998年までに総額3億8,700万円の資金援助を実施しました。
- (6) 帰還事業では居住地選択の自由と自由意志によるものであることは、朝鮮赤十字会との帰還協定書（昭和43年8月）の冒頭に明確に規定されています。
- (7) 16歳未満の子供たちが帰還を希望するかどうかは、その親権者または後見人、それが明らかでないときは扶養者の意思によるとされていました。
- (8) 当初は日本人配偶者の故郷訪問事業、安否調査が主に議論されましたが、回を重ねるうちにその他の人道的課題へと議題が拡大していきました。
- (9) 日赤から朝赤へ依頼した安否調査件数は75年～90年までの依頼分212件、90年代以降2002年8月までの分47件（いわゆる拉致被害者を含む）、一方朝赤から日赤への安否調査件数は2000年3月108件、同年7月151件、2002年4月51件でした。
- (10) 大きな違いは、今回の日朝赤十字協議の背景に、いわゆる拉致問題（赤十字間では、あくまで原因を「拉致」と特定するのではなく政治的な対立に巻き込まれない立場から「行方不明者」の調査という立場で臨んでいました）等の政治問題が大きく横たわっていたことが一つの大きな要因と考えられます。
- (11) 1952年4月28日発行のサンフランシスコ平和条約により、朝鮮国籍を有する者（朝鮮人との婚姻により朝鮮国籍となった日本人配偶者を含む）は、日本国籍を失うこととされた。
- (12) その後、2000年（平成12年）9月の実施された第3回故郷訪問事業には第2回で対象外とされた1名の方が加わるようになりました。
- (13) 昭和55年5月7日の衆議院法務員会で当時の法務省入国管理局長の小杉照夫氏の答弁では、「現時点でいわゆる日本人妻と推定される者の数は千八百二十八名ということに相なっております」と報告しているため、日本赤十字社の資料から推定した数字と若干の差異があります。
- (14) この名簿には、未帰還者（51名）のほか、戦時死亡宣告済者（1388名）が含まれており、1997年（平成9年）9月・12月の第1回、第2回の赤十字会談の折に、日本側から問題提起を行い関連の名簿を北朝鮮側に提出し、再度2002年（平成14年）8月の第6回日朝赤十字会談でも関連資料を再提出しています。

(参考資料)

日朝赤十字会談等と日本人配偶者（日本人妻）故郷訪問

1. 第1回会談 1997年（平成9年）9月（日朝赤十字連絡協議会第1回会合）
→ 1997年11月 故郷訪問第1陣 15名来日（+付き添い1名+朝赤4名）
2. 第2回会談 1997年（平成9年）12月（日朝赤十字連絡協議会第2回会合）
→ 1998年（平成10年）1月 故郷訪問第2陣 12名来日（+朝赤3名）
3. 1998年（平成10年）4月近衛副社長朝鮮赤十字会公式訪問
- 「国籍問題」、北朝鮮ミサイル発射などで中断 -
4. 第3回会談 1999年（平成11年）12月（第1回日朝赤十字会談）
5. 第4回会談 2000年（平成12年）3月（第2回日朝赤十字会談）
→ 2000年9月 故郷訪問第3陣 16名来日（+朝赤3名）
6. 2000年（平成12年）9月（赤十字事務協議）
7. 第5回会談 2002年（平成14年）4月（第3回日朝赤十字会談）
8. 第6回会談 2002年（平成14年）8月（第4回日朝赤十字会談）

第1回～第3回支援事業一覧表

(別表1)

回数		第1回	第2回	第3回	計
実施期間		平成9年11月8日(土)～ 11月14日(金)(7日間)	平成10年1月27日(火)～ 2月2日(月)(7日間)	平成12年9月12日(火)～ 9月18日(月)(7日間)	
訪問 団員 数	日本人配偶者	15人	12人	16人	43人
	案内人(朝赤職員)	5人	3人	3人	11人
	計	20人	15人	19人	54人
面会 状況	面会日	11月9日及び13日	1月28日及び2月1日	9月13日及び14日	-
	面会者組数	77組	144組	106組	327組
	及び人数	160人	371人	217人	748人

戦後の日朝赤十字間の協力関係

年 代	内 容
1955 (S30) . 4. 18	朝鮮赤十字会が残留日本人の確認と送還に努力中である旨伝えてきた。
1956 (S31) . 1. 27 ～ 2. 28	葛西副社長を団長とする代表団がピョンヤンで「引き揚げ」について協議。 共同コミュニケ発表。
1956 (S31) . 4 月	上記コミュニケにより 36 人が帰国。
1959 (S34) . 2. 14	日本政府が在日朝鮮人の北朝鮮帰還を認める旨閣議了解。
1959 (S34) . 8. 13	カルカッタにおいて朝鮮赤十字会と「在日朝鮮人の北朝鮮帰還に関する協定」 調印。
1959 (S34) . 12. 14	北朝鮮への帰還が始まる。以後第 187 次 (1984 年 7 月 23 日) まで計 93,340 人が帰還する。
1966 (S41) . 9. 17	下関において北朝鮮漁船「平新丸」事件が起こる。 乗組員間の反乱事件。朝赤から日赤あての協力依頼あり。
1970 (S45) . 3. 31	日航機「よど号」ハイジャック事件起こる。 日赤福岡県支部から救護班出動。 両国の唯一のルートとして赤十字のチャンネルで日赤より朝鮮赤十字会及び 大韓赤十字社へ人道的配慮を要請。
1975 (S50) . 9. 2	「松生丸」北朝鮮に拿捕される。日赤は乗組員の安否調査と人道的配慮による 早期帰国を朝赤に要請。
1982 (S57) . 10. 1	第 25 次帰還船に乗船した朝赤代表により、日本人妻 9 名の安否について連絡 あり。
1983 (S58) . 11	第 18 富士山丸拿捕事件発生。 富士山丸船長の紅粉船長及び栗浦機関長の健康状態の照会並びに家族の訪朝 申入れを、日赤から朝赤へ連絡。 10 回以上にわたり手紙と小包を伝達した。
1983 (S58) . 7. 26	石川県の漁船「第 36 八千代丸」事件発生。 北朝鮮の警備艇の威嚇射撃で船長が死亡。 日赤が朝赤を通じて連絡した結果、乗組員の釈放と遺体返還が実現した。
1984 (S59) . 7. 24	第 187 次帰還船に乗船した朝赤代表より、日本人妻留守家族あての手紙 12 通 を受取る。一方、5 名の日本人妻の安否について口頭で連絡あり。
1985 (S60) . 8. 31	日本漁船 68 艘が台風を避け、北朝鮮域に入る。 日赤より朝赤へ緊急避難を連絡。
1985 (S60) . 12. 23	石川県のイカ釣漁船「第 83 永宝丸」が北朝鮮警備艇と接触し沈没。 日赤から朝赤へ乗組員の安否照会。全員無事に帰国。
1986 (S61) . 1. 7	鳥取県カニかご漁船拿捕。日赤から朝赤へ安否照会。後日、無事寄港。
1987 (S62) . 1. 20	北朝鮮船「ズ・ダン号」が福井新港に漂着。乗員 11 人に対し、日赤福井県支 部を通じ救援物資及び医療救護を行なう。

年 代	内 容
1989 (平元) . 11. 1	イカ釣漁船「第 21 豊栄丸」の船員が海中へ転落。日赤から朝赤へ連絡。
1990 (H2) . 5. 2	近衛外務部長より日本人妻の家族再会について朝赤あて書簡を出す。
1991 (H3) . 12. 8	北朝鮮の小型トロール船「ウス号」エンジン故障で漂流。 乗組員 4 名が、日赤から朝赤への連絡により無事帰還。
1992 (H4) . 1. 21	日本漁船「第 20 興南丸」北朝鮮暫定漁業水域で機関室火災。 日赤より朝赤あて救助の依頼。
1992 (H4) . 7. 15	日本船「観音丸」船舶火災のため航行不能となり、日赤から朝赤あて救助依頼。
1992 (H4) . 8. 29	日本船「第一漁進丸」北朝鮮暫定漁業水域で船舶火災。日赤から朝赤へ連絡。
1995 (H7) . 7	政府の拠出により無償米 15 万トンを援助
1995 (H7) . 9	連盟第 1 次アピールに 2,000 万円の資金援助。
1995 (H7) . 10	医療品等購入費として 1 億 3,300 万円を連盟に送金。
1996 (H8) . 2. 20	北朝鮮船舶エンジン故障で若狭湾に入港。日赤福井県支部及び福井赤十字病院より乗組員へ医療救護を行なう。
1996 (H8) . 2. 27	北朝鮮貨物船「ヨンブンジン号」が日本海で沈没。乗組員の 9 遺体が日本海側に漂着。遺体を朝赤を通じて本国へ送還。
1996 (H8) . 4. 9	連盟第 2 次アピールに総額 6,000 万円の資金援助。
1996 (H8) . 11	連盟第 3 次アピールに総額 3,000 万円の資金援助。
1997 (H9) . 3. 25	北朝鮮貨物船「キョヒャンサン号」難破。乗組員は朝赤を通じて本国へ無事帰還。
1997 (H9) . 9	連盟高潮被災者救援アピールに 560 万円の資金援助。
1997 (H9) . 9. 6 ~ 7	日本人配偶者の故郷訪問に関し、北京で協議。9 月 7 日に合意書に署名。
1997 (H9) . 10	医療品購入費として政府拠出金 9,400 万円を連盟に送金。
1997 (H9) . 11. 8 ~ 14	第 1 回故郷訪問団来日。 日本人妻 15 名、付添 1 名、朝赤案内員 4 名
1997 (H9) . 12. 11 ~ 12	第 2 回日朝赤十字連絡協議会が北京で開催。第 2 陣の名簿を受取る。
1998 (H10) . 1. 9	北朝鮮船舶が遭難。乗組員 3 名が救助される。 日赤より朝赤へ連絡。後日帰国。
1998 (H10) . 1. 27 ~ 2. 2	第 2 回故郷訪問団来日。 日本人妻 12 名、朝赤案内員 3 名
1998 (H10) . 2	連盟第 4 次アピールに 2,400 万円の資金援助 (自転車等購入費用)。
1998 (H10) . 12 ~ 1999 (H11) . 1	島根、福井、鳥取の市町村の海岸に北朝鮮船軍人とみられる遺体が計 6 体漂着。朝赤に通知、朝鮮総連経由で本国に遺骨、遺品を返還
1999 (H11) . 1	連盟第 4 次アピールに 2,200 万円の資金援助 (DPP センター建設費用)。
1999 (H11) . 6	日赤が依頼した安否調査について、1 件の回答。判明。

年 代	内 容
1999 (H11) . 7	バイク組立用工具 (約 220 万円相当) を平壤連盟代表部へ送付。
1999 (H11) . 9	連盟 99 年年頭アピールへ 1,650 万円の資金援助。
1999 (H11) . 9	日赤が依頼した安否調査について、1 件の回答。不明。
1999 (H11) . 12. 19 ~ 21	日朝赤十字会談が北京で開催。12 月 21 日、共同発表に署名。
1999 (H11) . 12. 21	石川県七塚町の海岸に北朝鮮女性兵士とみられる遺体が漂着。 朝赤に通知、朝鮮総連経由で本国に遺骨、遺品を返還。
2000 (H12) . 2	連盟 2000 年年頭アピールへ約 330 万円の資金援助 (車輛購入費支援)。
2000 (H12) . 3. 13	日朝赤十字会談が北京で開催。共同発表に署名。日本人配偶者の故郷訪問第 3 陣名簿及び 2 件の安否調査判明回答、108 名分の朝鮮人行方不明者に関する安否調査票を受取る。
2000 (H12) . 7. 21	日朝赤十字事務レベル協議が北京で開催。 151 名分の朝鮮人行方不明者に関する安否調査票を受取る。
2000 (H12) . 9. 12 ~ 19	第 3 回故郷訪問団来日。 日本人妻 16 名、朝赤案内員 3 名。
2001 (H13) . 12. 17	朝赤、「行方不明者」の調査中止を発表。
2002 (H14) . 3. 22	朝赤、「行方不明者」の調査再開を発表。
2002 (H14) . 4. 29 ~ 30	日朝赤十字会談が北京で開催。 朝赤による日本人「行方不明者」及び日赤による朝鮮人「行方不明者」の調査実施を確認。また、夏に第 4 次日本人配偶者故郷訪問実施合意。
2002 (H14) . 8. 18 ~ 19	日朝赤十字会談が平壤で開催。 1997 年から始まった日朝赤十字会談としては、初めて平壤で開かれた。 日本側で依頼をしている 49 名中 6 名の安否調査結果 (生存 2 名、病死 4 名) が北朝鮮側から報告された。安否調査に関する朝鮮側の関係当局者との面会・協議が実施された。日本側からは朝鮮人行方不明者 3 名分の判明結果を朝鮮側に報告した。 日本人配偶者故郷訪問については、故郷訪問者リスト (案) が手渡され、10 月下旬の実施で合意された。
2002 (H14) . 8. 25 ~ 26	日朝局長級協議 (平壤) が開催された。 共同発表文の中で、「今後とも政府がこの懸案問題の早期解決のために誠意をもって取り組むとともに、赤十字の活動に積極的に協力していくこととした」旨の言及があった。
2002 (H14) . 9. 17	日朝の歴史上、初めて両国の首脳が直接会談 (平壤) を行うこととなった。

2002 (H14) 年 9 月 10 日現在